

秘密指定解除
外交記録・情報公開室



昭和35年4月5日

日韓会談の経緯及び問題点

外務省アジア局北東アジア課

目 次

第 1.	日韓会談の経過概要	1 頁
第 2.	基本関係	6
第 3.	財産請求権問題	15
第 4.	漁業問題	29
第 5.	在日韓人の国籍処遇問題	37
第 6.	船舶問題	48

第 1. 日韓会談の経過概要

1. 昭和26年9月8日サンフランシスコで署名された「日本国との平和条約」第2条(2)は、日本は「朝鮮の独立を承認」する旨を規定し、また同条約第21条は、朝鮮は同条約の「第2条(領土権の放棄)、第4条(財産)、第9条(漁業協定)及び第12条(通商航海条約)の利益を受ける権利を有する」旨を規定しているので、同条約の発効に伴い、日韓間に国交を樹立すること及び上記の諸問題を含む日韓間の諸問題を解決する必要があることは、当時より既に予想されていた。そこで、平和条約署名直後の昭和26年10月20日に日韓予備会談が開始され、爾来現在まで断続的に4次に亘る日韓会談及び多数の非公式交渉が行われたが、ただこれらの問題の解決をみるに至っていないことは、周知のとおりである。

2. 日韓会談の経過の概要は次のとおりである。

(1) 予備会談

連合軍総司令部のあつせんのもとに昭和26年10月20日より約1ヵ月間開催された。

(2) 第1次会談

平和条約発効までに妥結することを目的として、昭和27年2月15日から開かれたが、韓国側は、日本が請求権問題に関する主張を撤回しない限り、他の問題について話し合いに応ずることはできないとの態度をとつたため、同年4月25日中止の止むなきに至つた。

(3) 第2次会談

昭和28年4月15日から7月23日まで開かれたが、諸懸案について妥結の見透しがつかないまま、夏期休会に入つた。

(4) 第3次会談

昭和28年10月6日より開かれたが、いわゆる「久保田発言」の問題を契機として、同年10月21日をもって打切られた。

(5) 抑留者相互釈放及び第4次会談再開のための交渉

第3次会談中絶後、韓国側は、日本漁船の拿捕及び漁夫の抑留を強化するとともに、強制退去処分が付された韓国人の引取りを拒否するに至ったので、日韓間の空気は非常に悪化した。そこで、先ず抑留者の釈放・送還を実施して両国間の空気を改善し、その上で、第4次会談を開催することにするための交渉が続けられた結果、昭和32年12月31日に交渉が妥結し、関係文書の調印をみた。この取極においては、単に抑留者の釈放・送還及び第4次会談の再開のみならず、本来日韓全面会談において討議決定さる

べき請求権問題及び在日韓人の他位及び処遇の問題の一部についても決定がなされ、従来全面会談外の事項とされていた不法入国者の強制送還の問題も全面会談に含めることが決定された。

(6) 第4次会談

昭和33年4月15日より開かれたが韓国側は、請求権、在日韓人、船舶等の問題について一方的な主張を繰返す一方、日本側の重視する漁業問題の解決について全く誠意を示さなかつたので、同年12月20日より冬期休会に入った。

(7) 再開第4次会談

第4次会談休会中よりいわゆる在日朝鮮人の北鮮帰還問題が具体化して来たので、韓国側はこれを口実として会談の再開に應ぜず、日朝赤十字社間の交渉及び赤十字国際委員会の介入を妨害しようとしたが、北鮮帰還に関する日朝赤十字社

間取極の成立及び赤十字国際委員会の介入の見透しが確実となるや、態度を一変して、第4次日韓会談の「無条件」再開を申入れてきた。そこで、わが方はこの韓国側申出を承諾して、昭和34年8月12日より第4次会談を再開した。本会談において討議は専ら在日韓人の問題就中在日朝鮮人の南鮮帰還の問題に集中されたが、北鮮帰還実施の見透しが確実となるに及んで、会談は同年11月2日の法的地位委員会会合を最後として再び中絶した。

(8) 再開第4次会談中絶後

再開第4次会談が中絶した後も、韓国側は、会談外の交渉を通じ、抑留者の釈放送還を関連せしめて、南鮮帰還に有利な条件を獲得せんとして努力を続けたが、不成功に終わった。

第 2. 基本問題

1. 第 1 次会談

(1) 日本側主張

わが方は、他の諸懸案の解決が延引するようなことがあつても、韓国との正式国交をできるだけ早く開きたいとの見地から、外交関係樹立のほか、

(イ) 両国は、国連憲章の目的と原則に従い、かつ善隣関係にふさわしい方法により、友好的に協力すること

(ロ) 請求権、漁業、その他の問題については、その指導理念のみを盛り込むことを規定した簡単な条約案を提示した。
(日韓会談重要資料集〔以下単に資料と言う〕/ 0. 昭 27. 4. 4 日本側提案「日本国と大韓民国との間の基本的関係を設定する条約案」)

(2) 韓国側主張

これに対し、韓国側は、過去の日韓関係を清算する意味から、この条約に平和

条約的性格を持たすべきであると主張し、次の如き内容の対案を提出した。

(イ) 韓国は日本を独立の主権国として承認すること

(ロ) 日本国と旧大韓帝国との間に締結されたすべての条約または協定は無効であること

(ハ) 日本案の「国連憲章の目的および原則に従い、かつ両国間の善隣関係にふさわしい方法によつて」の字句は不必要なこと

(ニ) 国籍処遇、請求権、漁業、その他の懸案については、それぞれの問題の分科会の結論をまつて、この条約中に挿入すること

(3) 問題点

折衝の結果、韓国側は、前記同国対案(イ)の「日本の独立を承認する云々」は、自発的に撤回し、(ニ)については桑港条約

第21条の利益をうける旨をこの条約中に規定するに止めることに同意したが、下記の諸点についてなお双方の意見が一致しなかつた。

- (1) わが方は、韓国側対案(四)の「日本国と旧大韓帝国との間に締結されたすべての条約及び協定の無効を確認する」という条項につき、「無効」とすることは法解釈上とり得ないのみならず、徒らに過去の不愉快な記憶を想起せしめるものとして、その削除を主張したのに対し韓国側は、これらの条約は、自己の意志に反して締結されたものであるとの建前から、無効を確認したいとの立場をとつた。そこで交渉の結果「日本国と大韓民国との関係において効力を有しない。」という規定で一応意見が一致したのであるが、その後韓国側は、当初の主張を蒸し返した。

(ロ) 韓国側は、日本側提案(イ)の「国連憲章の目的及び原則に従い云々」の句は、積極的に反対ではないが、条約中に規定することは必要でないとした。

2. 第2次会談

この問題は、第1次会談の際殆んど論じ尽された感があり、本会談においてはこの問題に関する会議は、2回開催されたに止まり、他の委員会の進行状況とにらみ合わせ、必要のときはいつでも開催するということで、休会に入った。日本側は、簡単な取極をもつて速かに正式の外交関係を開くことを示唆したのに対し、韓国側もこれに異存はなかつたが、基本関係の協定を国交関係の設定のみに止めようとするわが方の意見に対し、韓国側は桑港条約第12条を写したような通商航海条約に関する条項をも挿入する要ありとの見解をもらしていた。

3. 第3次会談

(1) 韓国側主張

本会談において韓国側は、犯罪人引渡し問題をとりあげ韓国内で犯罪を犯し、日本に逃亡している者と国外犯たる在日韓人の二つを対象として国際法の原則に則つた双務的引渡協定を締結したい旨要望した。

(2) 日本側主張

これに対しわが方は、犯罪人引渡の如く複雑で国交正常化と直接関係のない問題は、必要があれば、両国間の正常な国交が再開した上、話合うことが妥当であるとして消極的態度を持した。

4. 第4次会談

昭和32年12月31日の合意議事録(資料20の4)の3の(1)(基本関係委員会の議題は、(a)1910年以前に締結された条約及び協定の無効確認、(b)相互の主権の尊重及び不干渉を含むという趣旨)作成に際して韓国側がとつた態度から推測すれば、韓国側は従前の会談におけると同様の主張をするものと思われたが、本会談においては、基本関係委員会は、1回も開催されなかつた。

5. 再開第4次会談

本問題に関する委員会は、1回も開催されなかつた。

6. 問題点

前述の如く、基本関係樹立の条約自体に関する双方の見解の相違は全く技術的なものであつて、本問題の討議の進捗は、本問題を他の懸案との関連において如何に取扱

うかにかかっていると思われる。すなわち、当初の会談においては、わが方は、日韓間の諸懸案の解決が長引くようなことがあつても、先ず国交を樹立したいとの立場をとり、他方、韓国側は、諸懸案の解決を国交の樹立に関連せしめ、先ず、請求権問題在日韓人の問題等について自己に有利な解決を確保し、その上で国交の樹立に応ずるといふ態度をとり、結局これまでの会談はすべて国交樹立も含む懸案の同時解決という建前の下に行われてきた。ところが、会談が回を重ねるにつれて、我方の立場にも幾分ニュアンスの変化を来した。即ち、韓国側は第1次会談開始前後から、日本漁船の不法拿捕を始め、特に第3次会談以降は拿捕を強化して漁船員を抑留し、また被退去強制者の引取りを拒否したために、わが方としては否応なしにこれらの問題を早急に解決する必要に迫られるようになった。し

かるにこれらの問題を根本的に解決するためには、漁業問題及び在日韓人の法的地位の問題の解決が必要であるところ、これがある程度わが方に満足のいくような形で解決するためには、韓国側が利益を受ける面が大きい請求権及び船舶問題との関連において取引することを考える外に道がないような情勢となつて来た。そこで結局わが方としても漁業問題の進行状況に応じて他の問題の討議を進めざるを得ないことになり、漁業問題の討議が進捗しないために他の問題の討議も進展せず、その結果基本関係樹立問題の討議に入りえないとしても止むをえないとの基本的態度をとるに至つた。

このように双方が自己に有利な問題の解決を自己に不利な問題の解決にからませ、更にこれらの懸案の解決が国交樹立問題にからませられている以上、諸懸案の解決の見透しが得られるまでは、基本関係の問題

について実質的進展は望み得ない。そこで遂に、諸懸案（韓国側が利益をうける面が多い問題も含み）の解決に先立つて先ず国交を樹立しその上で諸懸案解決のための交渉を継続するという方式に考慮の余地が出てくるわけである。しかし、第1次会談以来過去8年間において、日韓会談が妥結していないにもかかわらず、日本は韓国に対して、韓国人の入国、代表部の設置及び活動等につき通常正規の国交が存在する場合にのみ与えられる待遇に近い待遇を實際上与えているのに比し、韓国は日本に対してこれに相当する待遇を全く与えておらず、この状態が既成事実化しているので、この方式は日本側にとつては有利であるが、韓国側がこれに同意する可能性は少いと見なければならぬ。

第 3. 財産請求権問題

朝鮮の独立に伴い、日韓両国がそれぞれ相手国に有する財産および相手国に対する請求権をいかに処理するかは、平和条約第 4 条 a 項により、日韓両国政府の特別取極の主題とされることになつたが、その特別取極の内容についてはなんら具体的に規定されておらず、さらに韓国の場合には、日本は、韓国において合衆国軍政府によりまたはその指令に従つて行われた日本国およびその国民の財産の処理の効力を承認する旨の同条 b 項の規定があるため、会談の討議は同項の法律解釈、具体的には在韓合衆国軍政府が 1945 年 12 月 6 日付で発出した、在韓日本財産が米軍に帰属し、所有されたとする趣旨の政令第 33 号（資料 1.）の法律解釈に集中された。

1. 第 1 次会談

下記の如く双方の法律見解は根本的に対立し、韓国側は、わが方がその主張を撤

回しない限り討議の続行は不可能なりとなし
し会談は中断のやむなきに至つた。

(1) 日本側主張

わが方の主張の要旨はつぎのとおりである。

日本は、平和条約第4条b項において、国際法上適法と認められる財産処分のみを承認したのである。すなわち、国際法特にヘーグの陸戦法規等において占領軍に認められている権限の範囲内における財産処分のみを認めたのである。

すなわち、占領軍としての米軍は単に敵産管理者の立場にあつたに過ぎず、私有財産までを直接かつ包括的に没収するを得ないはずであるから、日本が政令33号を認めているのは米軍の敵産管理処分の行為を認めているにとどまり、これら財産が売買移転せられた場合には、その財産の対価あるいは果実に対しては、

原所有者たる日本人は依然として請求権を有する。従つて韓国の対日請求権とともにわが方の在韓財産に対する請求権もまた日韓間の特別取極の主題となり得る。

(資料7.昭和27年3月6日日本側提案「日韓両国間に取り極めらるべき財産および請求権の処理に関する協定の基本要綱」)

(2) 韓国側主張

これに対する韓国側の主張の要旨はつぎのとおりである。

日本の韓国併合は、不法行為であり、従つて日本統治期間中に形成された在韓日本財産はすべて非合法的に獲得されたものであるが故に全般的に没収されるべきものである。その趣旨に基いて在韓日本財産はまず前記政令第33号によつて米軍に没収され、次いで、1948年の米韓協定(資料2.)により韓国に移譲された

のであり、日本は平和条約第4条b項によつて上記日本財産没収の効力を承認した。従つて、在韓財産に対する日本の請求権は全く存在せず、同条約第4条a項にいう特別取極の主題となるのは、韓国側の一方的対日請求権のみである。

さらに韓国側は前記法律論に基き8項目の対日要求を提出した。上記項目の中には在日韓国文化財、韓国地図原版、および地金銀の返還が含まれていたほか、政令第33号が在韓日本財産の所有権のみならず、その支配権をも包括的に韓国の有に帰せしめたとの理由により、朝鮮銀行等韓国に本社を置いていた法人の在日財産の返還をも含んでいる。

(資料6)「韓日間財産および請求権協定要綱」(昭和27年2月21日韓国側提出)

2. 第2次会談

第2次会談においては、法律論を迂回して、双方より財産請求権の項目について具体的資料を提示し合い、本問題の実際の解決をはかることとなつた。

(1) 日本側主張

わが方は、終戦後韓国において合衆国軍政府および韓国政府が日本財産に対してとつた措置および現状に関して照会を行つたが、韓国側はこれに対して回答しなかつた。

なお、わが方は会談においてわが方の韓国に対する請求項目を提示したことはないが、前記請求額として大蔵省が試算したところは資料ノ3のとおりである。

(2) 韓国側主張

韓国側は、韓国の在日財産および対日請求権の現状に関し照会するとともに、上記財産および請求権として資料ノ4記載のとおり項目を提出した。

これに対し、わが方から、主として(1)旧日本軍に属した韓人、一般徴用労務者の未払給与並びに戦病死者に対する弔慰金、(2)在韓有価証券、現金、(3)在韓日銀券および引揚韓人の予託金、(4)朝鮮奨学会財産、(5)戦犯者の留守家族援護等の現状、および法的措置に関して説明を行つた。

なお、韓国側は、平和条約第4条b項により日本には在韓日本財産に対する請求権はないが、この財産の処理は同条約第4条aに規定されている特別取極の際考慮されるべきであるという米国の解釈を表明した1952年4月29日付米国内務省発在米韓国大使あての書簡(資料12)を参考として提示した。

3 第3次会談

(1) 韓国側主張

韓国側は、従来のファクトファインディング方式をこれ以上続行しても進展はないと思われるから、この際、当初の韓国側主張のとおり、日本には対韓請求権は何一つなく取極の主題とされるのは韓国の対日請求権のみであるという原則を確立してから、韓国側請求権について討議を進めたい。韓国側法理論については、さきに提示した米國務省の覚書どおり、米国も韓国と同見解である旨を主張した。

(2) 日本側主張

これに対し、わが方は、平和条約第4条b項に関する日本側解釈は従来と変わりなく、日本側のみ一方的に請求権を撤回することはできない旨を主張した。

(3) 「久保田発言」

なお、本会談において、韓国側が、在

韓日本財産はすべて不法な権力関係の下に取得されたものであるから、日本側が朝鮮統治36年間の富の蓄積を返還せよと主張するなら、韓国も日本統治下における各種の被害に対する賠償を要求せざるをえないと発言したのに対し、わが方久保田代表が、私見であるがと断つて、韓国側が36年間の被害を云々するのであれば、わが方としては日本の朝鮮統治は悪い面ばかりでなく良い面もあつたこと、すなわち、朝鮮の経済力を培養した点を指摘せざるを得ないと応酬したのをとらえ、いわゆる「久保田発言」(資料17)としてその撤回を要求したために、第3次会談は全面的に決裂した。

4 相互釈放および全面会談再開に関する交渉及び取極

前述の如く、第3次までの会談においては、双方の法律論が根本的に対立し、韓国側は法律論をもつてしては

わが方の主張を撤回させることは不可能であることを悟つたためか、爾後日本漁船員の拿捕、抑留及び韓人被退去強制者の引取り拒否という既成事実を形成し、これらの問題の解決との関連において、全面会談外の交渉において先ず日本の対韓請求権に関する主張を撤回させにかかった。わが方としても抑留漁船員問題及び強制退去実施問題の解決に迫られ、~~また、請求権問題に関する従来わが方法~~
~~理論は、本来、歴大と予想された韓国側の賠償的要求を封ずるための防衛的なもの~~
~~ので、立論にも無理があるのを免れなかつたので、~~第3次会談中絶後第4次会談開始に至る間の交渉の結果、昭和32年12月31日に調印をみた、抑留者相互釈放及び日韓全面会談再開に関する取極において、本来全面会談において討議決定さるべき、請求権に関する問題につい

て、止むを得ず次のような譲歩を行つた。

(イ) 日本は「久保田発言」を撤回する。

(資料 20 の 5)

(ロ) 日本は 1957 年 12 月 31 日付の「日韓請求権の解決に関する日本国との平和条約第 4 条の解釈についてのアメリカ合衆国の見解の表明」(資料 19) を基礎として日本の在韓財産に対する請求権主張を撤回する。(資料 20 の 5)

(ハ) (口頭伝達) 日本は、現在日本政府が所有している韓国美術品で直ちに引き渡しが可能なるものを韓国に引渡し、その他の韓国美術品の後日の引き渡しについては、全面会談において討議及び処理する。(資料 20 の 7)

上記(ロ)の「アメリカ合衆国の見解」は、要するに、在韓財産に対する日本の請求権は、平和条約第 4 条(b)及び在韓米軍

政府の指令によつて消滅している。しかし、かかる財産の処理は、同条約第4条(a)の特別取極の作成に当り考慮されるべきであるという趣旨である。

従つて、爾後の会談においては、第1次～第3次会談を通じて日本側がなしてきた在韓日本財産に対する請求権の主張は、もはや行うことができなくなり、韓国の対日請求権を「査定」して根拠のないものについてはその支払を拒否する、そしてその過程においては日本の対韓請求権が消滅しているという事実が考慮されるという形において討議を進める以外に途がなくなつたわけである。

また上記(イ)の口頭伝達に従い、日本側は昭和33年4月15日韓国文化財489点のリスト(資料21)を韓国側に提出し、更に4月16日韓国文化財106点(資料22)を韓国側に引き渡した。日本側とし

ては、上記の文化財引き渡しは、必ずしも韓国の請求権の正当性を認めた上での「返還」というわけではなく、あくまで日韓友好のしるしとして韓国に「引き渡し」たとの立場をとっており、理論上は必ずしも本件に関する日本側の立場を害するものではなく、また形式上も合意文書でなく、日本側の一方的な意思の表明である口頭伝達によつたのもかかる考慮に発するものであるが、本来全面会談で討議され、しかも（他の問題の解決も含めて）全面会談の妥結後に実施さるべき事項の一部が、第4次全面会談の開始を俟たずして、実施されたという意味において、実際問題として韓国側に有利な既成事実の形成という結果になつたことは否み難い。

5. 第4次会談

本会談においては、前記4の経緯に鑑みこの問題を取扱う委員会は韓国請求権委員会と改称され、その下に一般請求権、文化財及び船舶の三小委員会がおかれた。

(1) 一般請求権小委員会の議題問題

わが方は、1957年12月31日の合意議事録第3項には「今次会談における議題は過去3次の会談で討議された5項目であると了解する」とあるにすぎないから本小委員会の議題は、右議事録との関連において慎重に検討の上決めるべきであるとの見解をとつたが、韓国側は、右議事録の「韓国側は過去の会談において提出したのと同じ内容の提案を今次会談においても行う」との条項に基き、本小委員会の議題は過去の会談（1952年2月）において韓国側が提出した8項目（資料6）から文化財を削除したもの

であるべき旨主張した。

(2) 文化財の返還問題

わが方としては文化財を「引渡す」か否かの基本方針の決定は会談全般との関連においてなされるべきであり、その基本方針の決定なき限り具体的討議には入れないとの態度を持したが、韓国側は日本にある韓国出所の文化財は日本が韓国より略奪したものであるからこれを出所国に「返還」すべきことは当然であり、またこれが早期「返還」は他の諸懸案解決の重大な要素であるとして、一部文化財の即時返還を要求（資料25）した。

6. 再開第4次会談

本会談においては、請求権問題関係の委員会または小委員会は1回も開催されなかつた。

第4 漁業問題

韓国は、第1次会談開始の直前、昭和27年1月18日、その一方的宣言によりいわゆる「李承晩ライン」(資料4)を設定して、会談に先立ち自己に有利な既成事実を作り、これを前提として交渉を進めんとした。

1. 第1次会談

(1) 日本側主張

わが方は、公海自由の原則を主張しつつも、操業を可能ならしめる現実的解決をはかるため、下記の点を主眼とする提案を行つた。(資料5 昭和27年2月16日日本側提出日韓漁業協定案)

(1) 両国が共通の利害関係を有する漁業資源の最大の持続的生産性を確保するため、平等の立場において必要な共同措置をとること。

(2) 科学的調査に基き資源保存の必要性が立証される水域においては、一定期

間底曳網及びトロール漁業を禁止すること。

(イ) 漁業資源の保存及び開発につき科学的調査及び研究を行うため、日韓漁業共同委員会を設置すること。

(2) 韓国側主張

これに対し、韓国側は、下記のとおり主張して譲らなかつた。

(1) 韓国の領海に接続する広汎な公海上の海域に対する韓国の排他的漁業管轄権を設定すること。

(2) 同海域以外の公海についてのみ、日本側提案の如き漁業資源保存措置を採ること。(資料 8. 昭和 27 年 3 月 20 日漁業に関する大韓民国政府と日本国政府の協定案)

2. 第 2 次会談

第 1 次会談が原則論の対立に終始したのにかんがみ、本会談では具体的問題の検討

を行つた。

(1) 日本側主張

わが方は、漁業につき特に考慮を払うべき事項として下記の提案を行つた。

(1) 底曳網漁業につき暫定的に禁止区域を設立すること。

(2) 両国漁船が同一漁場において交錯して操業するために生ずる紛争防止のための措置をとること。

(3) 領海侵犯防止のため特別の措置をとること。

(4) 異なる漁業種類間の利害の調整または同種漁業における無益な競争防止のため必要な漁業調整措置をとること。(

資料ノ5.昭和28年6月29日日本側提案日韓漁業協定要綱)

(2) 韓国側主張

これに対し、韓国側は依然沿岸国の漁業管轄権を、漁業資源保存及び日韓両国

の漁業能力の差を理由として、主張しつつも、上記わが方の提案の具体的内容につき関心を示していた。(資料ノ6.昭和28年7月17日韓国側提案韓日漁業条約要綱)

3. 第3次会談

(1) 日本側主張

第3次会談開始の直前より、韓国による李ライン強制実施が強化され、漁船拿捕数が急増したため、わが方よりかかる強行措置が採られるに至った理由につき説明を求めた。

(2) 韓国側主張

これに対して、韓国側は第1次会談におけると同様の法律論を繰返し、日本漁船が、李ライン内で操業することは国際法違反であるのみならず、韓国国内法の違反であるから、拿捕、抑留されるのは当然であると主張した。

4 第4次会談

第4次会談においてわが方は漁業問題の討議に最も重点をおいていたが、韓国側は一向に誠意を示さず、本委員会の第1回会合は、第4次会談が開始された半年後の昭和33年10月2日に初めて開かれた。同会談においては、日本側より討議の基礎として具体的実質的提案が行われた。

(1) 日本側主張

韓国側の主張する沿岸国の排他的漁業管轄権は認められないが、下記の具体的提案を行つた。

(イ) 資源保存の見地より、機船底曳漁業およびトロール漁業については操業禁止区域を設定する。

(ロ) 漁業調整の見地より、上記漁業について、別に漁業調整区域を設定し、同区域内における両国漁船の操業隻数を協定する。

(イ) 漁業調整の見地より、まき網漁業およびサバ釣漁業について調整区域を設定し、同区域内における両国漁船の操業隻数および光力制限について協定する。(資料23昭和33年10月10日、日本側提案日韓漁業協定要綱及び資料27、同年11月28日、日本側提案日韓漁業協定案骨子)

(ロ) 韓国側主張

上記日本側提案に対し、韓国側が、正式見解を表明しないうちに、会談は中断されたが、大体の意見は日本側の提案は第2次会談で示された韓国側の提案即ち同国の排他的漁業管轄権を認めるという見解とあまりにかけはなれているため、受け入れられないというものであつた。

5. 再開第4次会談

本会談において漁業委員会は唯2回開か

れただけであり、実質的進展を見せなかつた。

(1) 日本側主張

日本側はさきに昭和33年11月具体的提案を行つたのであるから、韓国側がこれを基礎として討議することに同意しないなら、同国側より具体的な反対提案を行うべきであると主張した。

(2) 韓国側主張

韓国側は上記日本側提案が韓国側の意見とあまりにかけ離れているので、日本側より、更に韓国の同意しやすい案を提案する様主張した。

6. 問題点

本問題は双方の国際法上の法律論、すなわち公海の広汎な部分に対する沿岸国の排他的漁業管轄権を主張する韓国の立場と公海自由の原則を主張するわが方の立場とが根本的に対立しているため、原則論におい

て妥協の余地はない。このため、日本側は、特に第2次及び第4次会談において、資源保存及び漁業調整の見地より漁業規制を行うことを基礎とする具体的妥協に達する目的で、回を追うに従つて、より具体的な提案を行い、上記漁業協定案骨子にいたつては、規制区域をも具体的に明記した提案を行つた。これに対し、韓国側は、日本側の具体的内容について関心を示す態度をとりながらも、自らは、いわゆる「李ライン」なる排他的漁業管轄区域の修正に応ずるいささかの気配をも示さず、日本側より新たな、韓国側により有利な提案を常に求める態度がうかがわれる。日本側としては、上記漁業協定案骨子以外に当面提案する用意はなく、漁業問題の解決は、一応、韓国側の出方如何にかかつている。

なお、現在開催されている国連海洋法会議における沿岸国の漁業専管水域ないしは領海の幅員の問題討議の推移は日韓漁業問題にも重大な関連があることは勿論である。

第 5. 在日韓人の国籍処遇問題

本件は終戦前から引続き日本に在住していた朝鮮人の国籍及びその処遇をいかに扱うかの問題である。

1. 第 1 次会談

- (A) 日本側主張と韓国側主張の一致した点
 - (1) 韓国は、終戦前から引続き日本に居住する朝鮮人（以下在日韓人と称する）が韓国民であることを確認する。
 - (2) 日本は在日韓人に対して原則として永住許可を認める。
 - (3) 日本は本件協定発効後の 1 週間、出入国関係法令に基づき在日韓人を退去強制するには、韓国との協議を経てこれを行う。
 - (4) 日本は、在日韓人がすでに有している財産権及びすでに従事している職業については、それが一般外国人に禁止されたものであつても、特に本人一代

限りこれを認める。

(㉞) 日本は自由意志で帰国する在日韓人に対しその持帰金および財産搬出について一定期間特別取扱を認める。

(2) 日本側主張と韓国側主張の相違点

(イ) 前記(㉞)の退去強制に当つて韓国側と協議する期間を何年とするかについて、日本側は3年以下を主張し、韓国側は5年以上を主張した。

(ロ) また協議の態様についても、単なる連絡通報とするか、韓国側に拒否権を認めた真の意味の協議とするかを入管令第24条の強制退去事由別に定めるための話合が行われたが、その範囲について合意に達しなかつた。

(ハ) 前記(㉞)の自由意志で帰国する在日韓人に対して、送金及び荷物携行について特別取扱を認める期間及び本特別取扱の具体的内容についても合意が得ら

れない中に会談が中絶した。

(資料 / / 昭和27年4月4日在日韓人の国籍及び処遇に関する日韓協定案)

2. 第2次会談

韓国は、第1次会談後(昭和27年5月)従来の慣行を突然覆し、爾来在日韓人の国籍未確定を理由として当然引取るべき在日韓人刑余者の送還を拒否するに至った。

(1) 日本側主張

そこでわが方は、従来の意見に拘束されないとの立場から下記のとおり主張した。

(1) 在日韓人中、非悪質者と見做されるべき、貧困者、精神病者、らい病患者については、それだけの理由で退去強制することはないが、入管令上その他の退去強制事由に該当する者は、わが国が退去強制を自主的に行い、韓国側との事前協議を要しないこと。

(ロ) 在日韓人が韓国籍を有することについては、すでに両国間に事実上の合意が存するにつき、現に大村に収容中の送還者はすみやかに引取るべきこと。

(2) 韓国側主張

これに対し韓国側は下記のとおり主張して双方の意見が対立した。

(イ) 在日韓人の国籍の点については、「協定により国際法上確定されるものと考えており、それまでの間は対日関係において未確定であり」、「その韓国籍を積極的に否定するものではないが、日韓間の関係においては協定が成立せぬ限り、法的には韓国籍が確定されない」こと。

(ロ) 日本に永住を希望する者に対しては、原則として退去強制を行うべきでないこと。

やむを得ず退去強制する場合は協議の上韓国側の同意を得た後に行うべき

こと。

3. 第3次会談

本会談においては第1次及び第2次会談の主張が繰返され、新しい主張はなされなかつたが、本件に関連して韓国側は、犯罪人引渡協定締結方を示唆した。

本問題については、前述のごとく双方の見解は大體一致し、唯強制退去及びその他の処遇の細目についてのみ意見が相違していたにすぎないが、韓国側が本件の妥結を他の問題とからませて解決を遷延したため、妥結に至らなかつた。

4. 相互釈放及び日韓全面会談再開に関する 交渉及び取極

第3次会談中絶後も韓国側は、引続き在日韓人刑余者の送還を拒否し、更に日本側がこれらの韓人を大村に継続収容していることは不法であるとして、その全面的釈放を要求するとともに、この要求が容れられない限り、終戦後の密航者送還にも応じないと主張して、昭和29年7月以降密入国者の引取りを拒否するに至つたため、韓国向け強制送還は全面的に停頓し、大村の収容者数は膨張の一途をたどつた。また韓国側は「李ライン」周辺水域で日本漁船の拿捕を強化し、漁夫に対して一方的に「刑」を課し、更に「刑期」を了えた者もこれを直に釈放せず釜山に抑留するに至つた。

わが方としては、抑留漁夫をとりかえし、韓人の強制退去を実施する必要に迫られた結果、昭和32年12月31日の抑留者相

互釈放及び日韓全面会談再開に関する取極が結ばれるに至つたわけであるが、この取極においては、抑留者の釈放・送還及び全面会談の再開の他、本来日韓会談において討議決定さるべき在日韓人の問題についても、次のような事項が定められた。

(イ) 日本は、第2次大戦の終了前から引き続き日本に居住している韓人を大村収容所に収容することを自制すること。(資料20の2)

(ロ) 本来全面会談外の問題であり、一般国際法上当然韓国が引取るべき終戦後の不法入国者の強制退去の問題も全面会談の討議の主題となること。(資料20の4)

5. 第4次会談

本会談以降は本件を取扱う委員会は「在日韓人の法的地位に関する委員会」と改称された。

本会談において双方がなした主張は大体

第1次～第3次会談におけるものと同様であるが、新たな問題点及び従来とニュアンスが変つてきた点は次のとおりである。(資料24)

(イ) 韓国側はいわゆる「在日韓人」をその子孫をも含むものと定義することを主張した。この主張によれば、在日韓人に対して与えられる地位及び処遇は、一代限りでなく子孫(その範囲はなんら限定されていない)まで及ぶこととなる。

これに対してわが方は韓国側が「子孫」の範囲を明確に限定するよう希望した。

(ロ) 在日朝鮮人の国籍

韓国側は日本側をして在日朝鮮人はすべて韓国籍であることを認めしめようとしたが、日本側はこの問題は独立せる朝鮮の国内法上の問題であり関与すべき限りでないとの立場を堅持した。

(ハ) 退去強制基準

日本側は入国管理令第24条の強制退去基準について一定期間は若干これを緩和する意向を有するも、その後はこれをそのまま適用するとの腹積りであつたが、韓国側は在日朝鮮人の特殊地位を強調し、出来る限り基準を緩和せしめんとした。

(イ) 協議

前記(イ)の基準問題が片付いても韓国側は一定期間は基準該当者の引取について協議してきめる、即ち、合意しなければ引取らないとの態度を示したが、日本側は無条件引取を主張した。

(ロ) 既得権（鉦業権その他）

韓国側は、在日韓人の鉦業権その他の財産権については、すでに清算済みのものについても、日本側をしてこれをrestoreせしめて、一般外国人と異なる地位を確保せんとしているものの如くであつた。

6. 再開第4次会談

第4次会談中絶後いわゆる北鮮帰還問題が具体化した。昭和34年8月12日北鮮帰還に関する日朝両赤十字社間取極の調印前日に再開された第4次会談において、韓国側は、韓国に帰還する朝鮮人について北鮮帰還の場合よりはるかに有利な条件を獲得し、これによつて在日朝鮮人を韓国に帰還するよう誘引し、もつて北鮮帰還を阻止しないし妨害せんとした。よつて韓国側は在日韓人の法的地位に関する問題を他の諸問題に優先して討議解決することを主張し、更にこの問題の討議においては、この問題を(1)日本において永住定着する人の問題(2)韓国へ帰還する人の問題(3)日本に永住することも韓国へ帰還することも望まない人の問題、の三つのカテゴリーに分け従来韓国側が比較的焦点をおいていた日本に留まる韓人について有利な条件を獲得する問題と併行して、あるいはそれ以上に、韓国へ集

団帰還する朝鮮人に対して日本政府が必要な便宜を提供し、かつ、韓国における定着に必要な「補償金」を支払うべきことを要求した。(資料28)

これに対して日本側は、「補償金」の問題は本委員会で討議しないとの態度を持したので、「補償金」問題の討議はハイ・レベルの決定に委ねられた。

第 6. 船舶問題

連合軍最高司令官は昭和 26 年 9 月 11 日付 S C A P I N 2168 (資料 3.) により、日本政府に対し、昭和 20 年 8 月 9 日現在朝鮮に置籍したすべての船舶を韓国政府に直ちに返還すること、及びこれにつき韓国代表部と協議することを指令した。他方韓国代表部に対しては同年 9 月 10 日付総司令部外交局書簡をもつて前記船舶が政令第 33 号 (資料 1.) 及び米韓協定 (資料 2.) に基き韓国政府に帰属すること、及び当該船舶を受領するため 60 日以内に日本国外務省と協議を開始するよう申送った。

1. 予備会談及び第 1 次会談

本問題については昭和 26 年 10 月から開かれた日韓予備会談及び第 1 次会談において討議が行われた。

(1) 韓国側主張

韓国側は、(a) 1945 年 8 月 9 日現在

の韓国置籍船 19 隻 5,810 吨及び (b) 同日現在または同日以降韓国水域に所在したことのあつた日本籍船舶 48 隻、67,700 吨の韓国への返還を主張した (a) と (b) の総計 73,510 吨)

(2) 日本側主張

これに対しわが方は、(c) 韓国側に貸与した旧朝鮮郵船株式会社所属の 5 船舶及び (d) 韓国に抑留されている日本船の返還を要求した。

(3) 問題点

わが方は、韓国側要求の法的根拠となつてゐる政令第 33 号及び米韓協定が実質的に検討されることを要するとの見解から、単に当該船舶の引渡について技術的に協議すれば足りるという韓国側の主張に依せず、かつ総司令部が解消し、S C A P I N の効力がなくなつてから自由な立場で解決をはかるのが有利であると

の含みで交渉に当つたので、上記の法的根拠の解釈に関する討議、船舶の調査結果の照合において、双方の主張にはかなりの相違があつた。そこで第1次会談において、わが方は、韓国経済の再建特にその海運業の発展に資するとの目的をもつて船舶の置籍の問題とは関係なく15隻の船舶と9隻の漁船、計約5900トンの船舶を提供すべき旨提案したが、韓国側は、その数量が前記要求 $\sqrt{73,510}$ ~~3,630~~ トンの15分の1に過ぎずとて、わが方の申出に応じないままに終つた(資料9昭和27年4月1日船舶問題に関する日本側提案)。

2. 第2次会談

(1) 韓国側主張

韓国側は前回までの会談により、返還問題の根拠と範囲が明白にされたとし、もつぱら議事を返還船舶の数量と引渡方

法に集中せんとした。

(2) 日本側主張

これに対しわが方は、この船舶提供は元
来日韓両国の友好促進に資する趣旨に出
たのであるから、提供船舶が日韓海運業
界の摩擦の原因となり、また韓国の海運
政策が日本に対し差別的とならないよう
事前に充分了解を遂げておきたい希望を
表明した。

3. 第3次会談

第3次会談においては、本問題に関して
唯一回の会談が行われたに止つた。

(1) 韓国側主張

韓国側は、返還船の数量と引渡方法に
ついて話を進めたいとの前回の主張を繰
返した。

(2) 日本側主張

これに対し、わが方は韓国側に一定数量の
船舶を提供するとのわが方の考え方には

変りないが、その結論を出す時期は他の議題の進行状況とにらみ合せ適當と思われる時とした旨応じ、韓国側がこれに対する不満を表明したまま休会に入つた。

4 第4次会談

本会談においては、この問題は韓国請求権委員会の下に新たに設けられた船舶小委員会において討議された。

(1) 議事進行問題

韓国側は前記1.(1)の(a)(韓国置籍船)及び(b)(韓国置水船)のみが本小委員会の議題となりうるとの立場をとり、まづ韓国置籍船の問題を討議し、次いで韓国置水船の問題を討議することを主張した。

これに対してわが方は昭和32年12月31日の合意議事録第3項は、第4次日韓会談の議題は、1次、2次、3次の会談において討議された5項目である旨規定しているから、本小委員会の議題には、上記(a)及び(b)のほか(c)(韓国に貸与された日本船)及び(d)(韓国に抑留された日本船)も当然含まれ、これら4議題のすべてについて討議が進めらるべき

ことを主張したが、韓国側は(c)及び(d)は本来本小委員会とは無関係なりとしてこれを拒否したので、(c)及び(d)を本小委員会において討議するか否かは、ハイレベルの決定に委ねることにした。その後、討議の結果、本小委員会の議題は、「1951年11月6日現在」(第1次会談船舶委員会第4回会合)採択されたと同じ議題(上記4議題)であるとの前提の下に(a)から討議を進めることとなつた。

(2) 韓国置籍船の返還問題

韓国側は韓国置籍船を要求する法的根拠は軍令33号とそれに基づいて発せられたSCAPIN 2/68であるとし、軍令33号はそれ自体桑港条約4条6項にいう「処理」であり、それに基づいて発せられたSCAPIN 2/68についても日本がその義務を履行しなかつた以上依然として履行義務は残つている旨第1

次会談と同様の主張を繰返したがこれに対してわが方は日本政府が桑港条約4条6項により認めているのは軍令33号による「処理の効力」のみであつて、軍令33号自体が4条6項にいう「処理」ではなく、従つて現実に軍令33号によつて処分されたものにつき、その効力を承認したものであり、処分の終つていないものについては、わが方に何も義務がない。またS G A P I N 2 / 6 8は講和発効後の今日効力を失つている旨応酬した。

なお、韓国側は上記論争が継続中なるにもかかわらず第7次返還要求リスト(資料26)をわが方に提出した。